

電子計算機等による年末調整

電子計算機等を使用して年末調整を行う場合であっても、その計算方法などは、通常の年末調整と変わりはありません。しかし、「給与所得控除後の金額の算出表」をそのまま電子計算機等に組み込むことは手数を要しますから、この表を一定の計算式により組み込むなど次のような方法により行うことが便利です。

※ 国税庁ホームページの「[年末調整がよくわかるページ](#)」に掲載している「[年末調整計算シート](#)」(Excel)をご利用いただくと、下記の計算を効率的に行うことができます。

1 給与所得控除後の給与等の金額の計算

「給与所得控除後の金額の算出表」の「給与等の金額」の欄は、給与の総額が161万9,000円以上660万円未満のものについては、1,000円、2,000円又は4,000円刻みで作成され、それぞれの刻み（各階級）の最低金額を基にして給与所得控除後の給与等の金額が計算されています。そこで、まず、次により本年中の給与の総額を「給与所得控除後の金額の算出表」の各階級の最低金額（以下「年調給与額」といいます。）に置き換え、その上で給与所得控除後の給与等の金額を計算することになります。

(1) 年調給与額の算出

本年中の給与の総額の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げるところにより「年調給与額」を求めます。

給与の総額の区分	階 差	同一階差の 最小値	年 調 給 与 額 の 求 め 方
1,618,999円まで			給与の総額をそのまま年調給与額とします。
1,619,000円から 1,619,999円まで	1,000円	1,619,000円	次の算式により計算した金額を年調給与額とします。
1,620,000円から 1,623,999円まで	2,000円	1,620,000円	① $\frac{\text{給与の総額} - \text{同一階差の最小値}}{\text{階 差}} = \text{商} \cdots \text{余り}$ (この商の値は、自然数又は0とします。)
1,624,000円から 6,599,999円まで	4,000円	1,624,000円	② 給与の総額 - ①の余り = 年調給与額
6,600,000円から			給与の総額をそのまま年調給与額とします。

〔計算例〕

◎ 本年分の給与の総額が、5,310,000円の場合

① $\frac{5,310,000\text{円} - 1,624,000\text{円}}{4,000\text{円}} = 921 \cdots \cdots \text{余り} 2,000\text{円}$

② $5,310,000\text{円} - 2,000\text{円} = 5,308,000\text{円} \cdots \cdots \text{年調給与額}$

(2) 給与所得控除後の給与等の金額の計算

給与所得控除後の給与等の金額は、(1)により求めた年調給与額を基にして、次の表により計算します。

年 調 給 与 額 (A) の 区 分	給 与 所 得 控 除 後 の 給 与 等 の 金 額 の 計 算 式
1円から 550,999円まで	0円
551,000 〳 1,618,999 〳	A - 550,000円
1,619,000 〳 1,619,999 〳	A × 60% + 97,600円
1,620,000 〳 1,621,999 〳	A × 60% + 98,000円
1,622,000 〳 1,623,999 〳	A × 60% + 98,800円
1,624,000 〳 1,627,999 〳	A × 60% + 99,600円
1,628,000 〳 1,799,999 〳	A × 60% + 100,000円
1,800,000 〳 3,599,999 〳	A × 70% - 80,000円
3,600,000 〳 6,599,999 〳	A × 80% - 440,000円
6,600,000 〳 8,499,999 〳	A × 90% - 1,100,000円
8,500,000 〳 20,000,000 〳	A - 1,950,000円

(注) 1 Aは年調給与額を表します。

2 年調給与額が660万円以上のものについて、上記の算式により計算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を給与所得控除後の給与等の金額とします。

3 給与の総額が2,000万円を超える場合には年末調整を行いませんので、この表は年調給与額が2,000万円以下の場合だけについて作成してあります。

4 所得金額調整控除の適用を受ける人については、上記の表により計算した給与所得控除後の給与等の金額から所得金額調整控除額を控除して給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）を求めます。

なお、所得金額調整控除の適用を受けない人については、「給与所得控除後の給与等の金額」が「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）」となります。

2 所得控除額と課税給与所得金額の計算

(1) 所得控除額の計算

給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）から控除する所得控除額の計算は、次に掲げる控除額を加算する方法により行います。

1	扶養控除額の計算	扶 養 控 除 額	380,000円×一般の控除対象扶養親族の数+630,000円×特定扶養親族の数+480,000円×同居老親等以外の老人扶養親族の数+580,000円×同居老親等の数
2	基礎控除額及び配偶者（特別）控除額の計算	基 礎 控 除 額（注）	最高480,000円
		配 偶 者 控 除 額（注）	一般の控除対象配偶者は最高380,000円 老人控除対象配偶者は最高480,000円
		配 偶 者 特 別 控 除 額（注）	最高380,000円
3	障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の控除額の計算		270,000円×（一般の障害者の数と寡婦又は勤労学生に該当するごとに1として計算した数との合計数）+400,000円×（特別障害者の数）+750,000円×（同居特別障害者の数）+350,000円（所得者本人がひとり親の場合に限ります。）
4	保険料控除額の計算	社 会 保 険 料 控 除 額	支払った保険料の全額
		小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 の 控 除 額	支払った掛金の全額
		生 命 保 険 料 の 控 除 額	最高120,000円
		地 震 保 険 料 の 控 除 額	最高50,000円

（注） 基礎控除額は基礎控除申告書を、配偶者控除額及び配偶者特別控除額は配偶者控除等申告書を、それぞれ参照してください。

(2) 課税給与所得金額の計算

1により求めた給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）から上記(1)の所得控除額を差し引いて、課税給与所得金額を計算します。

3 算出所得税額と年調年税額の計算

(1) 課税給与所得金額に対する算出所得税額の計算

課税給与所得金額に対する算出所得税額の計算は、次の算式により行います。この場合、課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

$$\text{課税給与所得金額} \times \text{税率 (A)} - \text{控除額 (B)} = \text{算出所得税額}$$

課 税 給 与 所 得 金 額		税 率 (A)	控 除 額 (B)
	1,950,000円以下	5 %	—
1,950,000円超	3,300,000円 〳	10 %	97,500円
3,300,000円 〳	6,950,000円 〳	20 %	427,500円
6,950,000円 〳	9,000,000円 〳	23 %	636,000円
9,000,000円 〳	18,000,000円 〳	33 %	1,536,000円
18,000,000円 〳	18,050,000円 〳	40 %	2,796,000円

（注） 課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

(2) 年調所得税額の計算

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がない人については、上記(1)で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。

また、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けられる人については、上記(1)で求めた算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除して年調所得税額を求めることとなりますが、上記(1)で求めた算出所得税額よりも（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の方が多く場合は、その控除額はその算出所得税額の範囲にとどめ、控除しきれない部分の金額は切り捨てます。

(3) 年調年税額の計算

上記(2)で求めた年調所得税額に102.1%を乗じた金額が復興特別所得税を含む年調年税額（100円未満の端数切捨て）となります。